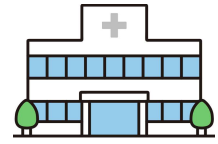


資格確認書のご案内



資格確認書とは



マイナ保険証を持っていない人に交付される、健康保険の資格情報が記載された書類です。

- 誤って破棄したときや紛失したときは再交付できます。下記までお問い合わせください。
- 特別の事情等がないにも関わらず保険税の滞納が続いた場合、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することになり、資格確認書（特別療養）を交付することがあります。この場合、医療機関窓口では全額自己負担となります。



次に当てはまる人は資格確認書の有効期限が異なります

- 令和9年7月31日までに**70歳**になる人
- 令和9年7月31日までに**75歳**になる人
- 令和9年7月31日までに在留資格が切れる**外国籍**の人



※有効期限が切れた後は、新たに市から届く資格確認書を使用するか、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証にするとこんなに安心・便利！



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です

厚生労働省HP

